

学校法人明海大学役員退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明海大学役員等の報酬等規程（以下「報酬等規程」という。）第6条及び第9条第1項第2号の規定に基づき、学校法人明海大学（以下「本法人」という。）の役員退任慰労金（以下「慰労金」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(慰労金)

第2条 役員が学校法人明海大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第9条第1項に規定する任期が満了したとき又は当該任期中に退任したときは、この規程により慰労金を支給する。

2 寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事（学長）については、明海大学学長等の選任及び職務規程第4条第1項に規定する学長の任期が満了したとき又は当該任期中に退任したとき、この規程により慰労金を支給する。

3 寄附行為第11条第1項の規定により解任した役員については、慰労金は支給しないものとする。

(支給の方法等)

第3条 慰労金は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 慰労金は、前条第1項又は第2項に定める日から3か月以内に支給する。

3 本人の死亡による退任の場合の慰労金の支給の範囲及び順位については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第44条までの定めるところによるものとする。

(慰労金よりの控除)

第4条 慰労金から控除されるものは、法律で定めるもののほか、本人との協定によるものとする。

(慰労金の計算)

第5条 慰労金は、在任期間1年当たり、当該役員が、報酬等規程第9条第1項第1号の規定に基づき支払いを受けた基本報酬及び職務報酬の月額給の平均（以下「平均月額給」という。）の1か月分を支給する。この場合において、在任期間が1年未満の場合は、平均月額給に、その在任月数（1か月未満の在任日数にあつては、その在任日数を30で除した割合とする。）を12で除した割合を乗じて得た金額を支給する。なお、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

2 寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事（学長）については、前項の規定を準用して算出した金額をもって支給する。

3 在任期間の計算は、就任した日から起算し、第2条第1項又は第2項に定める日をもって終わるものとする。

4 本法人の業務の決定及び遂行等に関し、功績があつたと認められる場合には、理事会の決議により、特に金額を加算することができる。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、慰労金に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年6月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前の慰労金の計算については、改正後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2019年12月17日一部改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。